

## 船舶事故調査報告書

令和2年6月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	沈没
発生日時	平成31年2月5日 09時40分ごろ
発生場所	三重県 <sup>まとや</sup> 的矢港渡 <sup>わたかの</sup> 鹿野島南方沖 的矢港渡鹿野東防波堤灯台から真方位217°1,170m付近 (概位 北緯34°21.1′ 東経136°52.2′)
事故の概要	漁船 <sup>やちよ</sup> 八千代丸及び非自航船（船名なし）は、八千代丸が非自航船（船名なし）をえい航中、両船が沈没した。 八千代丸は、船内外機の濡損等を生じ、また、非自航船（船名なし）は、船尾部外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成31年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が病死したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 八千代丸、1.6トン ME3-55118（漁船登録番号）、個人所有 7.58m(Lr)×2.19m×0.81m、FRP ディーゼル機関（船内外機）、25kW（動力漁船登録票による）、昭和60年11月13日 B 非自航船（船名なし）、不明 なし、個人所有 不明、FRP なし、不明
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月25日 免許証交付日 平成27年3月9日 (令和2年12月1日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 船内外機に濡損（全損） B 船尾部外板に亀裂（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.15m

## 事故の経過

A船は、船長が1人で乗り組み、作業員A及び作業員Bを乗せ、渡鹿野島東方沖に設置した定置網の牡蠣<sup>かき</sup>、海藻及び泥などが付着して汚れた部分を回収して手入れを行う目的で、回収した漁網を積載するためのB船及び漁網の回収作業時に使用する非自航ボート（全長約3m、幅約1m、FRP製、以下「本件ボート」という。）の順にナイロン製ロープ（直径約20mm、以下「本件ロープ」という。）によりそれぞれ約2～3m間隔で縦に連結し、B船及び本件ボートを無人とし、平成31年2月5日06時00分ごろ的矢港宮瀧<sup>みやがた</sup>の護岸を出発してえい航を始めた。（図1参照）

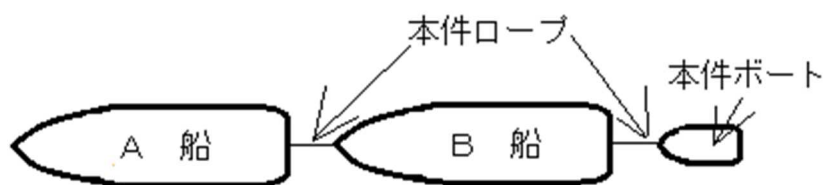


図1 えい航状況

A船は、06時30分ごろ定置網設置場所に着き、船長、作業員A及び作業員Bが、漁獲物をA船に揚げた後、同定置網の箱網（重量約2トン）及び運動場と称する区画を形成する<sup>かこいあみ</sup>罟網（重量約1トン）をB船の床一面に敷き詰めるように積み込み、09時00分ごろ同設置場所を出発し、えい航を再開して帰途についた。

A船は、船長が本船中央部付近の操舵室内に立って操船に当たり、作業員A及び作業員Bが前部甲板に立って漁獲物の選別作業を行い、船長が、時々B船及び本件ボートの様子を見ながら南西進させていたところ、B船船内に海水が流入して滞留し、滞留した海水がB船の船縁頂部付近に達していることに気付き、停船した。

A船は、船長が、船首をB船の船首と同じ方向に向けてB船の左舷側に接舷し、A船とB船の両船首及び両船尾をそれぞれ本件ロープで連結してB船を横抱きにした後、B船の船尾に連結していた本件ボートの船首をA船の船尾に本件ロープで連結し直した。

A船は、船長が、B船の船首が船尾よりも低くなっている状況を見て、船首からの海水の流入を防ぐことにより浮力を維持して移動する目的で、機関を後進にかけたところ、B船が右舷側に傾斜して沈み始め、船体がB船に引かれて右舷側に傾斜し始めた。（図2参照）

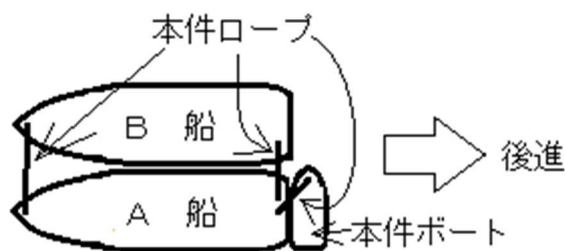


図2 後進時の状況

	<p>A船は、船長、作業員A及び作業員Bが本件ボートに急いで飛び移り、本件ボートとA船との連結を解いたのち、09時40分ごろ、B船が沈没し、船体がB船に引き込まれて右舷側に転覆し、その後沈没した。</p> <p>船長、作業員A及び作業員Bは、本件ボートに乗って漂流中、本事故の発生を目撃した漁船に救助され、宮潟北方の護岸に上陸した。</p> <p>A船及びB船は、6日、船長が手配したクレーン船によりつり上げられ、三重県安乗漁港に陸揚げされたのち、廃船処分とされた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船(1)、写真2 A船(2)、写真3 B船(1)、写真4 B船(2) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成3年ごろから1年に5～6回、定置網の汚れた部分を回収して手入れを行っていた。</p> <p>B船は、A船とほぼ同じ大きさであった。</p> <p>B船は、船長が、平成27年ごろ知人から譲り受けたもので、本事故発生日前日に点検を行い、船体等に異常がないことを確認した。</p> <p>B船は、船長が、ふだん箱網又は罟網のいずれかを積載して船縁の海面からの高さ(以下「船縁高さ」という。)を船首尾ともに約40cmとしていたが、本事故当時、翌日に行う作業を軽減する目的で箱網及び罟網を同時に積載し、船縁高さが約30cmとなっていた。</p> <p>B船は、牡蠣、海藻及び泥などが付着した漁網を積載した際、同漁網の付着物が排水口に詰まる可能性があった。</p> <p>船長は、B船船内に海水が流入して滞留していることに気付いた際、すぐ近くの宮潟の護岸に到着するまでならB船の浮力を維持できると思い、B船を横抱きにしたが、B船船内の排水作業とB船に海水が流入して滞留した原因を究明する作業を行い、原因が判明しないうちはB船を横抱きにしなければ良かったと本事故後に思った。</p> <p>(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会のホームページから入手可能な「小型船舶の航行の安全に関する教則」には、えい航時の操縦について次のとおり記載がある。</p> <p>(5) 被曳航船の荷物や人員は操舵者と見張りを除いて曳航船に移し、船首が海面に突っ込まないようにややともあしにする。</p> <p>船長、作業員A及び作業員Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>B船は、的矢港渡鹿野島南方沖において、A船により本件ボートと共にえい航されていた時、船内に海水が流入して滞留したことから、浮力を喪失して沈没したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長がふだんよりも船縁高さを下げてえい航したことが</p>

	<p>ら、船首が海面に突っ込んで海水が流入した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、床一面に敷き詰めていた漁網、同漁網の付着物などが排水口に詰まったことから、船内に流入した海水が、排出されず、滞留した可能性があると考えられる。</p> <p>A船は、的矢港渡鹿野島南方沖において、B船及び本件ボートをえい航中、B船が沈没し始めた際、船長が、すぐ近くの宮潟の護岸に到着するまでならB船の浮力を維持できると思い、B船を横抱きにしたことから、沈没したB船に引き込まれて転覆したのち、沈没したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、的矢港渡鹿野島南方沖において、A船がB船及び本件ボートをえい航中、B船が船内に流入した海水が滞留して沈没し始めた際、船長がB船を横抱きにしていたため、A船が、沈没したB船に引き込まれて転覆したのち、沈没したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶操縦者は、他船をえい航中、被えい航船舶に大量の海水が滞留している状況を認めた際には、直ちに、被えい航船舶との連結を解き、滞留した海水を排水するなど浮力を回復させる措置を取るとともに原因を究明することに努め、不用意に連結し直さないこと。</li> <li>・小型船舶の操縦者は、他の船舶をえい航する時は、被えい航船舶をややともあしにすること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

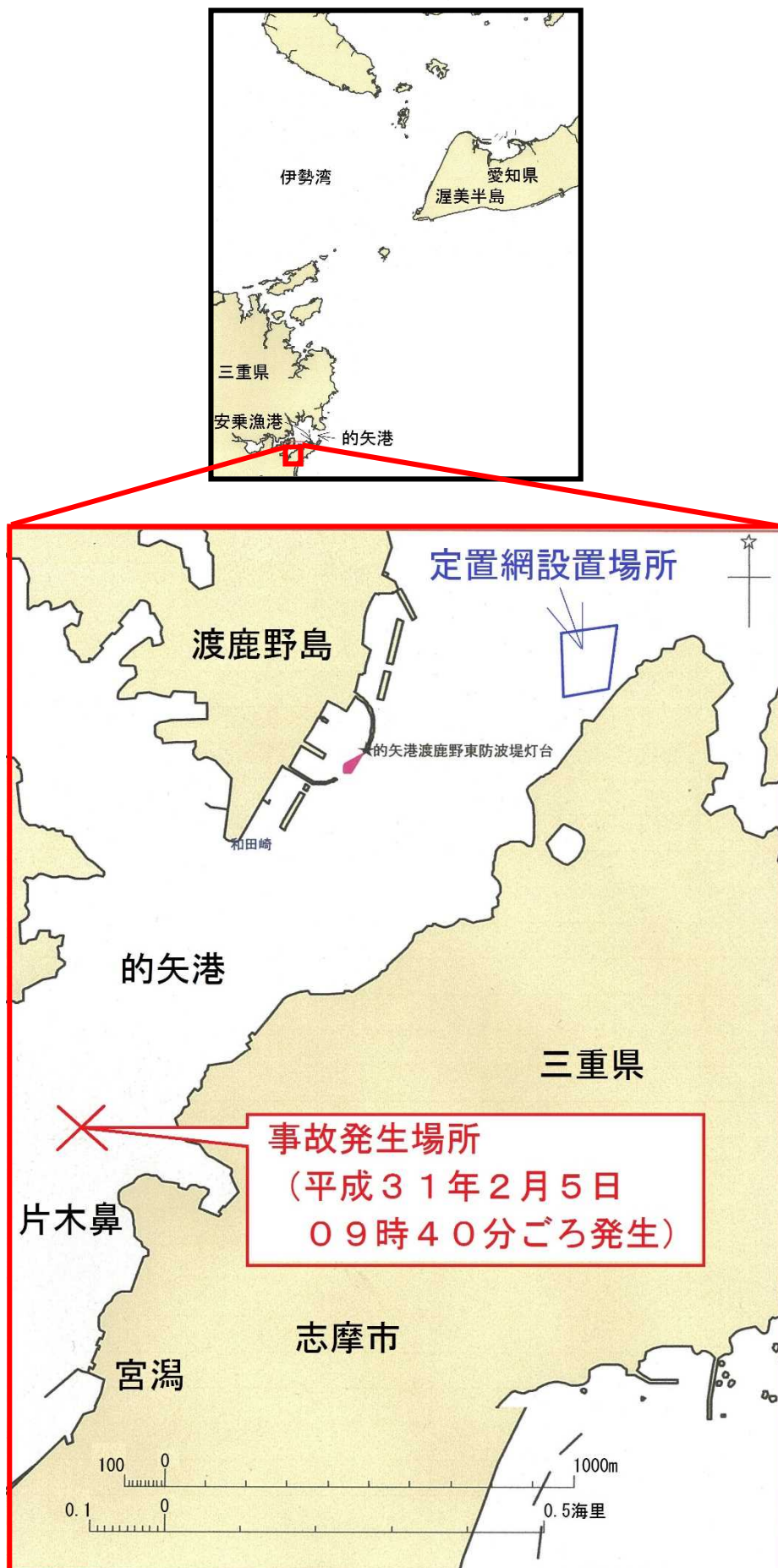


写真1 A船(1)



写真2 A船(2)



写真3 B船(1)



写真4 B船(2)

